

かほく市上下水道事業包括的民間委託

募集説明書等に関する質問回答書

令和4年7月

か ほ く 市

募集説明書に関する質問回答書

No.	頁	項番	項目	質問	回答
1	21	2 4	出資比率について	22ページ以降の協定書(例)の第8条(構成員の収支の割合)を拝見しますと、「構成員の数が2者である場合は30パーセント以上」とお示しされている出資比率は金銭的出資についてとの解釈でよろしいでしょうか。	共同企業体協定書において出資比率を記載いただければ、金銭的出資の有無は代表企業及び構成員の協議事項となります。
2	21	2 4	出資比率について	本件のような委託業務では、共同企業体の組成において必ずしも金銭的出資を伴わないことがありますが、出資比率については金銭的出資を要する際の比率であるとの理解でよろしいでしょうか。	共同企業体協定書における代表企業及び構成員の協議事項となります。
3	6	2 5	予定価格	「要求水準書 別紙23 施設統廃合の見通しで示した施設の統廃合が進められた場合には、別途、市による維持管理費の積算を行い、委託費を変更する」と記載されていますが、市による維持管理費の積算とはどのような根拠に基づくものかご教示願います。また、委託料の変更は、双方合意のうえ決定されるとの認識でよろしいでしょうか。	維持管理費等は各種協会発行の維持管理積算要領、電気代等に関しては実績値を考慮し、積算を行います。変更協議については、契約書(案)第51条、第52条及び第54条を準用します。
4	6	2 5	予定価格	「維持管理費の内、ユーティリティ費(電力)は令和4年3月時点での電力料金単価により算出したものであり、電力料金単価の変更が生じた場合には、委託料を変更する」と記載されていますが、電力料金以外でもウクライナ情勢に伴う原油価格や物価高騰を考慮し年度末に委託料を変更協議していただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	契約書(案)第51条によります。
5	17	6 5 1	作成にあたっての留意事項 ②	「各様式の合計枚数は40枚程度以内を目安とし…」と記載されていますが、40枚には、様式8(企画提案書類提出届)、様式9-11(参考価格と見積根拠)は含まれていないとの認識でよろしいでしょうか。	様式8は合計枚数に含まず、様式9-11は含みます。なお、別途作成いただく考え方及び積算根拠は枚数に含みません。
6	18	6 5 2	提出書類	「企画提案書類届(様式8)については1部」と記載されていますが、企画提案書には綴じ込まずに提出すればよろしいでしょうか。	正本に綴じ込んでください。
7	18	6 5 2	提出書類	質問内容「企画提案書(様式9-1~9-11)については15部(正本1部、副本14部)」と記載されていますが、正本と副本の内容の違いについては記載がないため、ファイル等で正本と副本を識別し、提出する書類については同じものであるとの認識でよろしいでしょうか。	正本と副本の内容の違いはありませんが、製本したファイルの表紙等で識別できるように記載してください。
8	11	4 2 (5)	閲覧資料	閲覧資料6の中に会計伝票発行件数とありますが、この伝票処理に関しては、「かほく市上下水道事業包括的民間委託 要求水準書」2.4料金徴収・窓口関係業務9ページ~11ページのどの項目にあたりますか。また具体的な実施業務内容をご教示ください。	要求水準書2.4(1)4)⑥にあたります。収納消込結果に基づき収入伝票を入力・発行する業務です。
9	1	1 2	業務実施場所	料金徴収業務・窓口関係業務委託の業務実施場所としては、市役所上下水道課室内と推察されますが、貴市のホームページを拝見しますと、「届け出等の受付窓口はこれまでと同様に、市役所および高松・七塚サービスセンターで行えます。」「水道使用開始届(様式第7号)に記載し上下水道料金お客様センター又は各サービスセンターへ提出してください」等の記載がございます。市役所以外のサービスセンターの届け出書類の受付につきましては、貴市職員様で対応を行っているのでしょうか、それとも受託会社で行うべき対応なのでしょうか。もし受託会社で対応するようであれば、現在は各何名常駐で対応しているのか、ご教示ください。	市職員で対応を行っています。
11	17	6 5 1	作成に当たっての留意点	「①事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。」とありますが、正本にも記載しないとの考えでお間違いないでしょうか。またJV構成企業外の協力企業の名称についての記載についてご教示ください。	前段はご理解の通りです。後段の構成企業外の協力企業名称の記載は可とします。
12	17	6 5 1	作成に当たっての留意点	②「各様式の合計枚数は40枚程度以内を目安とし」とありますが、両面印刷の場合、40ページ20枚、80ページ40枚の何れとなるのかご教授ください。	40ページ程度以内を目安としてください。
13	17	6 5 1	作成に当たっての留意点	③「図表等でA3版を使用する場合」とありますが、A3片面印刷の場合、A4何枚換算にあたるのかご教授ください。	図面等でA3版を使用する場合はA4で1枚換算とします。

様式集に関する質問回答書

No.	頁	項番	項目	質問	回答
1	14 ~ 23	様式9-1~9- 10		各様式は、様式名と表題（番号含む）の記載を維持し、指定文字サイズ以上とする事を前提に、枠線やフォントなどのレイアウトは変更可能との認識でよろしいでしょうか。	枠外の様式名及び枠線は維持し、枠内の変更は可能です。
2	14 ~ 23	様式9-1~9- 10		記載内容指示文書 P14に代表される「本業務に関する提案について、事業者として最も重要と考える事項、創意工夫を発揮できる事項を中心に、簡潔に記載してください」等の文章は、削除してもよいものかご教授ください。	枠内の変更は可能です。

要求水準書に関する質問回答書

No.	頁	項番	項目	質問	回答
1	4	2 1 (1) 2)	水質管理業務	「①業務において運転管理上で要求される水質分析・解析」「②浄水処理機能等の管理」と記載されています。 ①と②について、具体的な水質分析項目及び採水場所をご教示ください。	水質分析項目につきましては、閲覧資料の追加分の令和4年度水質検査計画（水道）に記載されております。 採水場所については閲覧資料に追加します。 【資料閲覧（追加分2）申込期限】 令和4年7月22日（金）17時00分まで
2	4	2 1 (2) 2)	修繕業務	1件当たりの上限金額（税抜き）の設定などありますでしょうか。 なお、2.2公共下水道施設の維持管理業務及び2.3農業集落排水施設の維持管理業務についても同様の記述があるため、併せてお示し願います。	1件当たりの上限金額の設定はありません。要求水準書p.108別紙15修繕業務特記仕様2(3)修繕業務に係る費用の合計に示す上限金額を基に計画的に実施願います。 2.2及び2.3も同様となります。
3	4	2 1 (2) 3)	水源井戸調査業務	水源井戸の揚水試験及びテレビカメラ調査で確認された不具合などの点検報告書（過去実績）について、開示もしくは閲覧資料への追加をお願いします。	閲覧資料の追加分に含まれています。
4	5	2 1 (3) 1)	衛生業務	水槽、タンク等の保守管理並びに清掃業務の対象施設が不明瞭であるため、対象設備を全てご教示願います。（高架水槽や薬品タンク、側溝、排水ピット等の有無を確認） また、過去に実施した配水池等の堆積物除去については、実施年度や清掃方法、堆積物除去量など詳細をご教示願います。	水道施設がすべて対象となります。 実施年度や清掃方法、堆積物除去量等については現受注者のノウハウに係るため、公開できません。 水中カメラ調査等で状況を確認しながら、施設運用に支障が及ぼさない範囲でご対応ください。
5	5	2 1 (3) 2)	環境整備業務	「②植木、植栽等の剪定・散水等の樹木管理及び芝、草等の除草」について、対象施設毎に、対象範囲（樹木、芝生、面積等）、作業内容（剪定、草刈り、害虫駆除等）をお示し願います。 なお、2.2公共下水道施設の維持管理業務及び2.3農業集落排水施設の維持管理業務についても同様の記述があるため、併せてお示し願います。	対象は施設内全てとなります。 作業内容は要求水準書に示す要求事項を達成するよう計画してください。 2.2及び2.3も同様となります。
6	5	2 1 (3) 2)	環境整備業務	「③建物等諸室の清掃業務（床面清掃）」について、対象施設毎に、対象範囲（清掃床面積、ワックス掛け面積等）、作業内容（掃き掃除、ワックス掛け等）をお示し願います。 なお、2.2公共下水道施設の維持管理業務及び2.3農業集落排水施設の維持管理業務についても同様の記述があるため、併せてお示し願います。	対象は施設内全てとなります。 作業内容は要求水準書に示す要求事項を達成するよう計画してください。 2.2及び2.3も同様となります。
7	5	2 1 (3) 3)	見学者対応業務	発注者の実施される施設見学対応について、想定される年間の実施回数、対象人数、対応時間、見学予定施設などをご教示願います。 なお、2.2公共下水道施設の維持管理業務及び2.3農業集落排水施設の維持管理業務についても同様の記述があるため、併せてお示し願います。	近年はコロナ禍のため実績はありませんが、以前は、上下水道施設全体で、施設見学（1グループ10名程度、1～2回/年程度）のほか、地元中学生職場体験（2～4名、2日程度）や、学生のインターンシップの受け入れ（2～3名、2週間程度）の実績があります。また、地元小学校出前講座（上下水道の授業講師）の補佐については、年3回程度の実績があります。
8	6	2 2 (2) 3)	管路調査業務	「既存管路施設の簡易調査の実施」と記載されています。過去に確認された不具合などの点検報告書（過去実績）について、開示もしくは閲覧資料への追加をお願いします。	閲覧資料の追加分に含まれています。
9	6	2 2 (2) 3)	管路調査業務	「簡易調査結果に基づく管路施設の実態調査の実施」と記載されています。過去に確認された不具合などの点検報告書（過去実績）について、開示もしくは閲覧資料への追加をお願いします。	閲覧資料の追加分に含まれています。
10	6	2 2 (3) 2)	環境整備業務	②植木、植栽等の剪定・散水等の樹木管理及び芝、草等の除草で北部浄化センター、北新町ポンプ場廃止後も管理は継続でしょうか。（P22P28環境整備業務）	施設廃止後は管理を止める予定です。
11	6	2 2 (3) 3)	廃棄物管理業務	「浄化センター等から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の管理・運搬」とあります。 予定されている数量、管理方法、運搬先など設計資料がありましたらいただきたいです。また、流入量などに対する産廃量など把握したいと思います。現契約含む過去3契約分の資料提供をお願いします。 なお、2.3農業集落排水施設の維持管理業務についても同様の記述があるため、併せてお示し願います。	廃棄物量は市への提出を求めていますので、情報はありません。閲覧資料に含まれる薬品使用量等から算出願います。 2.3についても同様となります。
12	9	2 4 (1) 2)	検針業務	①検針業務の指導及び監督とありますが、検針員の募集、補充、雇用契約は貴市でのご対応でよろしいでしょうか。また、現在の検針員を継続で雇用可能でしょうか。	検針員の募集、補充、雇用契約及び現検針員の継続雇用は受注者の対応となります。
13	9	2 4 (1) 2)	②検針事前準備	データ作成について、所定のフォームデータはエクセル形式など提供していただけるという理解で宜しいでしょうか。	受注者で、貸与する水道料金システムを操作し、検針データを作成していただくこととなります。
14	9	2 4 (1) 2)	②検針事前準備	ハンディ機器の準備等について、機器スペックは受託者側の判断で選定することで宜しいでしょうか。	要求水準書p.126に記載の通り検針用ハンディターミナルは貸与可能備品となります。
15	14	3 2 1 (1) 2)	日常点検等	日常点検等は、施設の運転状況や設備機器等の状況に応じて、対象施設や実施回数、点検内容等を受託者が定めて実施するとの認識でよろしいでしょうか？ また、現在実施している日常点検等の記録（点検表等）を開示願います（直近3ヶ月分）。 なお、3.3公共下水道施設の維持管理業務の要求水準及び3.4農業集落排水施設の維持管理業務の要求水準についても同様の記述があるため、併せてお示し願います。	前段はご理解の通りです。 後段の日常点検等の内容は、現受注者のノウハウによるものとなりますので開示できません。 3.3及び3.4についても同様となります。

No.	頁	項番	項目	質問	回答
16	14	3 2 1 (3)	調達管理業務	1)～3)に関して契約者はお客様で、受託者は支払い代行との認識でよろしいでしょうか。また、費用算出に当たり現契約含む過去3契約分の資料提供をお願いします。 なお、3.3公共下水道施設の維持管理業務の要求水準及び3.4農業集落排水施設の維持管理業務の要求水準についても同様の記述があるため、併せてお示し願います。	ユーティリティの契約者は受注者になります。 数量実績を閲覧資料で開示していますので、そこから費用を算出してください。 3.3及び3.4についても同様となります。
17	14	3 2 1 (3)	2)通信の調達管理	受託者が、新たな電話回線やインターネット回線の引込み等、既存の設備以外に設置又は導入する際は、書類等にて届を提出するとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	16	3 2 3 (2)	環境整備業務	「年2回の草刈りと剪定は発注者が別途(財)かほく市公共施設等管理公社に委託している…」と記載されています。 (財)かほく市公共施設等管理公社が実施する環境整備業務の対象施設毎に、対象範囲(樹木、芝生、面積等)、作業内容(剪定、草刈り、害虫駆除等)、実施時期をお示し願います。 なお、3.3公共下水道施設の維持管理業務の要求水準及び3.4農業集落排水施設の維持管理業務の要求水準についても同様の記述があるため、併せてお示し願います。	閲覧資料に追加します。 【資料閲覧(追加分2)申込期限】 令和4年7月22日(金)17時00分まで
19	19	3 3 1 (1)	2)汚泥処理設備の運転	【表2-4】汚泥処理運転の要求水準 汚泥脱水ケーキ含水率85.0%以下と記載されています。 搬出先である河北郡市広域汚泥焼却センターでの受入において汚泥の詰まりや移送不良などを防止するための含水率の下限値が設定されているのでしょうか。ご教授のほどお願いいたします。	含水率の下限値は80.0%です。
20	19	3 3 1 (1)	3)雨水ポンプの運転	ここで言う雨水ポンプとは、内日角雨水ポンプ場設備との認識でよろしいでしょうか。 また、過去に実施した現場手動運転の対応実績をご教示願います。(例 手動対応 回数/年)	内日角雨水ポンプ場設備の外、南部浄化センター内の雨水ポンプも含まれます。 現場対応の実績については、閲覧資料のとおりです。
21	23	3 4 1 (1)	運転監視業務	農業集落排水処理施設及びマンホールポンプ場の運転監視は遠方からすべて監視できるようになっているのでしょうか。監視及び操作が可能な項目のリストをご開示ください。	一部を除き、ほぼ全て遠方監視可能ですが、操作はできません。 水量が著しく少ないマンホールポンプ場については、異常時にパトライトの点灯する箇所があります。 監視項目リストを閲覧資料に追加します。 【資料閲覧(追加分2)申込期限】 令和4年7月22日(金)17時00分まで
22	29	3 5 (3)	料金システム	「料金徴収・窓口関係業務の履行に必要な料金システムは、発注者が現在導入しているシステムを使用するものとし、適正な操作及び管理を行うこと」と記載されています。 現在導入しているシステムのメーカー名、仕様等を開示願います。また、受託準備期間中に当該システムの操作等について教育研修を受ける機会はあるとの認識で宜しいでしょうか。	前段については要求水準書p.126を参照ください。 後段はご理解の通りです。
23	60	別紙1 別表4	調達管理に関する事項 水道・燃料・薬品の管理・調達対象施設	七塚2号水源井の欄には薬品類が管理対象である旨が記載されています。 一方、別表2-1-2 本件施設の主要機器概要(水道) 七塚地区(p41)の2号水源井には、次亜塩素素注入設備の記述がありません。 七塚2号水源井の薬品管理内容及び次亜塩素素注入機の有無について貴市認識をお示しください。	七塚1号水源井と七塚2号水源井から取水した水をまとめて次亜塩素酸ナトリウムを注入する設備がございます。 七塚1号水源井と同様に七塚2号水源井に関しても薬品及び注入管理が必要となります。
24	61	別紙1 別表5(1/2)	調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理	受託者が調達すべき対象は「顕微鏡、孵卵器、ウォーターバス、DO測定器、pH測定器、遠心分離器その他水質試験に必要な機器の消耗品」であって、これら機器本体は貴市から貸与いただける理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	61	別紙1 別表5(1/2)	調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理	受託者が調達すべき対象は「設備台帳に対応する点検用モバイルPC、機械設備、電気計装設備その他設備の消耗品」であって、設備台帳に対応する点検用モバイルPCは貴市から貸与いただける理解でよろしいでしょうか。 なお、点検用モバイルPCが調達対象に含まれる場合は、PCの具体的な仕様をご教示ください。	点検用モバイルPCは受注者が調達すべき対象です。 PCの仕様については、特に指定はありませんので、受注者が使いやすいものを調達願います。
26	61	別紙1 別表5(1/2)	調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理	対象の照明器具の消耗品が生産停止となっていた場合、器具全体の更新が必要となった場合には、修繕費で対応していただける認識で宜しいでしょうか。	器具全体の更新が必要となった場合の対応については、発注者・受注者の協議により対応を決定します。受注者で更新するのが望ましいとなった場合、修繕業務として実施します。
27	62	別紙1 別表5(2/2)	調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理	車両維持経費が記載されていますが、該当する車両は何台でしょうか。	必要台数は受注者の判断となります。
28	62	別紙1 別表5(2/2)	調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理	旅費として出張費、研修費が記載されています。 詳細をご教授していただけますでしょうか。	本業務の適正な履行に必要な受注者の従業員の出張、研修のための費用は受注者により調達をお願いします。
29	63	別紙1 別表6(1/2, 2/2)	公共下水道事業の放流水質及び雨水幹線水質調査に関する事項	基本的な測定回数と、(必要に応じてそれ以上)と記載があります。(必要に応じてそれ以上)に該当する施設別の測定・頻度など現契約含む過去3契約分の資料提供をお願いします。	「必要に応じてそれ以上」は受注者の判断により実施してください。 測定頻度については、現受注者のノウハウとなりますので開示できません。
30	67	別紙1 別表7-3(1/2)	経費に関する負担	「余剰汚泥の運搬・処分費(農集)」と記載され、負担区分が受注者となっています。 一般廃棄物である農集の汚泥運搬・処分は、排出事業者自らが委託するべきものと考えます。負担区分を受注者に付した根拠をご教示願います。	包括的民間委託の発注者と受注者は、両者一体の排出事業者としてみなすことができる考えに基づき、受注者から委託するものとしています。 一方で、公共は発注者側としていますが、処分先の確保や契約の関係で受注者に任せると高額になる可能性があるため、負担を発注者としています。

No.	頁	項番	項目	質問	回答
31	67	別紙1 別表7-3(1/2)	経費に関する負担	「本件施設の運転管理上で必要な水質分析」が受託者、「水道施設の法定水質検査費用(水道)」が発注者の負担区分となっています。水道法施行規則第15条第1項に定められている定期及び臨時の水質検査は、発注者が実施するとの認識でよろしいでしょうか？ なお、水道法施行規則第15条第1項には「一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査(通称：毎日検査)」が含まれているため、毎日検査は本業務の対象外であるとの認識でよろしいでしょうか？	前段はご理解の通りです。 後段は受注者の業務範囲となります。
32	80	別紙7 別表9-1-1	達成すべき浄水及び給水水質	測定場所として記載されている「給水末端」「中沼配水場」「七塚配水場」「宇ノ気浄水場」とは具体的にどこを指すのでしょうか？ なお、公開された閲覧資料「年報」に記載されている管末の表現と一部異なるため、貴市の見解をお示しください。	給水末端：金津こども園、みずべこども園、うみっこらんど、七塚小学校、大海こども園、高松小学校、高松南町会館、若緑農集排施設、野寺農集排施設 中沼配水場、七塚配水場、宇野気浄水場：閲覧資料の施設位置図に場所が記載されております。
33	80	別紙7 別表9-1-1	達成すべき浄水及び給水水質	契約水質基準に記載されている「給水末端」「中沼配水場」「七塚配水場」「宇ノ気浄水場」における「マンガン」「総トリハロメタン」「濁度」「残留塩素濃度」の測定は、貴市が実施される水道施設の法定水質検査の結果により達成の可否を確認するものとの理解でよろしいでしょうか？	受注者が実施する水質検査結果も達成すべき事項として判断します。
34	80	別紙7 別表9-1-1	達成すべき浄水及び給水水質	契約水質基準の水質項目として「総トリハロメタン：0.05mg/L」と定められています。公開された閲覧資料「令和元年度給水栓水質検査結果_8月」において、七塚低区配水区、七塚高区配水区で、0.05mg/Lを超過していました。この際の原因(不可抗力や人為的ミス等)、行った是正措置などをご教示願います。	原因といたしましては、維持管理業務では塩素注入量を増加させた経緯はなく、その他の受水による影響であると想定されました。七塚配水区は配水量の6割をその他の受水で賅っているため、その影響を受けたと考えられます。この場合、不可抗力であり、法定水質基準については満たしているため、是正処置は行っていません。
35	80	別紙7 別表9-1-3	達成すべき水圧	水準に「必要な水量を導水出来る圧力」と記載されていますが、具体的な管理値をご教示ください。	具体的な管理値はございませんが、運用に支障がない範囲での圧力となります。なお、現在の運用については、現受注者のノウハウに係るため、公開できません。
36	81	別紙7 別表9-1-5	確保すべき原水の水量(取水能力と受水量)	七塚2号水源井の水準は日最大500m3/日と記載されています。一方、公開された閲覧資料「年報R03水道」において七塚配水場2号の最大取水量が500m3/日を超過して記載されています(全ての月で超過)。超過している理由について貴市の見解をお示しください。また、このように水準を超過して取水を行っている場合は、性能保証の対象外となる認識でよろしいでしょうか？	現在、七塚1号水源井の取水ポンプが故障しており、七塚2号水源井の取水量を増やしていることが要因と考えます。七塚1号水源井取水ポンプを更新した際に、取水量の調整を行う必要があると考えております。
37	82	別紙7 2 2	(1) 1) 水処理における性能	日最大若しくは時間最大を超え、とありますが各施設日最大流入水量は明示されていますが、時間最大流入水量は明示されていないため、具体的な管理値をご教示ください。	時間最大流入水量は以下のとおりです。 かほく市南部浄化センター：15,900m3/日 かほく市北部浄化センター：3,700m3/日 二ツ屋浄化センター：772m3/日 中沼浄化センター：553m3/日 長柄町浄化センター：717m3/日 内高松浄化センター：766m3/日 野寺浄化センター：70m3/日 瀬戸町浄化センター：241m3/日 黒川浄化センター：117m3/日 箕打浄化センター：117m3/日 元女浄化センター：101m3/日 若緑浄化センター：111m3/日 森浄化センター：842m3/日 狩鹿野浄化センター：904m3/日
38	101	別紙14 1 (1)	委託料の額を調整する条件(2),3),5)	各センターにおいて流入下水水質が、BOD：250mg/L、SS：200mg/Lを継続して3時間超えたときとありますが、実績はありますか、またどのように測定しているのでしょうか	実績はありません。常時測定している機器はなく、異常流入等の際には協議することとなります。
39	109	別紙15 5	分解整備・修繕計画の見直し(参考)	公共下水道施設、農業集落排水施設の計画(案)の予算は(3)修繕業務に係る費用の合計に含まれているとの理解でよろしいでしょうか、その場合突発修繕費としてはどの程度の金額を想定されているのでしょうか、ご教示ください	前段はご理解の通りです。 後段については、年度により突発修繕費は大きく変動しますので、具体的な想定はありません。
40	110	別紙15 5	分解整備・修繕計画(案)	分解整備・修繕計画を作成するにあたり、貴市で計画されたストックマネジメント計画、アセットマネジメント計画、長寿命化計画(更新計画など)を参考にしたいと考えています。開示していただけませんか。	閲覧資料に追加します。 【資料閲覧(追加分2)申込期限】 令和4年7月22日(金)17時00分まで
41	110	別紙15 5	分解整備・修繕計画(案)	紫外線滅菌装置は毎年計画されていますが、基本的な内容は紫外線バルブとクリーニング装置の交換でよろしいでしょうか。 また、自家発の修繕はバッテリー交換の他のどのような仕様をご検討でしょうか、修繕仕様等ございましたらご教示願います。	前段は紫外線ランプの交換やクリーニング装置等を想定していますが、運転時間によって交換部品は変わりますので、ランプの寿命化等を図りつつ修繕項目を見積、実施してください。 後段は特に仕様はありませんので、修繕時の劣化箇所を見積いただくことを想定しています。

No.	頁	項番	項目	質問	回答
42	3	1 4 4)	その他の要件	「業務を履行する上で適切かつ必要な人員を配置」とありますが、現行委託業務での料金徴収・窓口関係業務に携わる人員の人数と検針業務を実施している検針員の人数をご教示ください。	現在の運用については、現受注者のノウハウに係るため、公開できませんが、市直営で業務を行っていた時は、職員4名、検針員14名で行ってまいりました。
43	9	2 4 (1) 2)	④各戸検針作業	定例で実施している各戸検針作業では、中止箇所も含めた検針になりますか。また、検針員ではなく受託会社職員が行っている検針箇所(特殊箇所、大口径等)はございますか。あるようであれば月に何件ほど実施しているかご教示ください。	中止箇所の検針は行っていません。現受注者職員の検針は、毎月32件程です。
44	10	2 4 (1) 7)	⑥収納金の納入	定期的に集金を行っているお宅はございますか。(滞納の集金も含め) あれば毎月何件程行っているかご教示ください。	毎月8件程です。
45	10	2 4 (1) 6)	開栓・閉栓業務	「②開栓届に伴うメーター取り付け業務」とありますが、通常の現場閉栓作業では、全てのメーターを取り外しているのでしょうか。	通常の閉栓作業では、メーターは取り外していません。開栓の際、メーターの有効期限が過ぎていた場合の取付業務となります。
46	30	3 5 2 (1)	収納率等の目標値	収納率について直近5年間の収納率の実績・推移をご教示ください。(水道・下水・農集・合計別があればお願いいたします。)	水道 H28:99.87% H29:99.95% H30:99.91% R1:99.97% R2:99.97% 下水 H28:99.89% H29:99.96% H30:99.96% R1:99.96% R2:99.98% 農集 H28:99.91% H29:99.92% H30:99.94% R1:99.95% R2:99.98%
47	62	別紙1 別表5(2/2)	調達管理に関する事項 その他消耗品類の管理	直近3年間の運搬費に係った金額の実績をご教示ください。また、事務用品消耗品の中の納入通知書等用紙の具体的な種類と掛かった金額、検針用ロール紙に係った金額いずれも直近3年間の実績をご教示ください。また、可能であれば実際に使用している帳票類、検針のおしらせ票のサンプルをお預かりできないでしょうか。	通信運搬費及び印刷製本費に係る納入通知書等、検針件数は下記のとおりです。 納入通知書等 R1: 38,663通 R2: 36,577通 R3: 39,517通 検針数 R1:163,200件 R2:165,883件 R3:169,703件 その他届出書等郵送件数 年間約1,000件 返信用封筒送付件数 年間約 950件 納入通知書等の種類については、下記のとおりです。 検針票 感熱ロール紙(超高保存) 納入通知書等 A4(圧着ハガキ用紙) 帳票類のサンプルをお渡しすることは可能です。
48	126	別紙20 (2)	業務実施環境	「貸与関係備品等」の項目で業務用車両駐車場とありますが、職員の通勤用駐車場についての負担は委託者側、受託者側どちらになるのかをご教示ください。	職員の通勤用駐車場は受注者負担となります。
49	128	別紙21 1 (2)	⑥メーター交換工事の実施または手配	現在の委託業務での実際の交換業務については、現行受託会社様で交換工事を実施しているのでしょうか、それとも他社への手配を行っているのでしょうか。また手配している場合の実施業者名(組合等)をご教示ください。	かほく市管工事組合に手配しております。
50	29	3 5 1 (2)	窓口営業時間	要求水準書のなかで「原則として、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお給水停止実施日においては午後8時まで給水停止解除にかかる対応を行うこと。」とあります。ただ、貴市のホームページを拝見しますと、「(水曜日)午前8時30分から午後7時00分まで」とあります。水曜日の窓口営業時間については、必ず対応する要件となるのか、ご教示ください。	要求水準書が必ず対応する要件となります。
51	1	1 1	業務の目的	「石川県中央都市圏における上下水道事業の広域連携の検討等」とありますが、委託期間内における変更点などの可能性はあるのかご教示ください。	現状では、業務範囲が変更となるような具体的な協議はありませんが、可能性は否定できません。
52	3	1 4 4)	その他の要件	「この教育・研修には、市の職員も必要に応じて参加できるよう配慮すること」とありますが、どのような内容をお考えかご教示ください。	職員の業務実施能力向上に資する事務、技術に関する教育・研修を想定しています。
53	35	別紙1 別表1-2	本件施設の住所等(公共下水道)	廃止後のかほく北部浄化センターに対して、継続的に実施する業務はないと考えてよろしいのかご教示ください。 例: 芝生剪定業務	ご理解のとおりです。
54	36	別紙1 別表1-3(1/2)	本件施設の住所等(農業集落排水)	森浄化センター廃止に伴い、その後の同地区内マンホールポンプ場の使用予定についてご教示ください。	浄化センターは廃止されますが既存管渠は変えませんので、各マンホールポンプ場はそのまま供用します。各マンホールポンプ場の能力不足による増強の可能性があります。具体的な容量は今後検討となります。
55	37	別紙1 別表1-3(2/2)	本件施設の住所等(農業集落排水)	狩鹿野浄化センター廃止に伴い、その後の同地区内マンホールポンプ場の使用予定についてご教示ください。	浄化センターは廃止されますが既存管渠は変えませんので、各マンホールポンプ場はそのまま供用します。各マンホールポンプ場の能力不足による増強の可能性があります。具体的な容量は今後検討となります。

No.	頁	項番	項目	質問	回答
56	65	別紙2 別表7-1 (1/2)	物価変動	発注者負担となる「契約締結後のインフレーション・デフレーション」の基準をご教示ください。	労務単価等の各種指標の変動状況を鑑み、協議事項とします。
57	66	別紙2 別表7-1 (2/2)	調達費用の増大	発注者負担となる「発注者が指定した調達物の物価変動による調達費の増大」の基準をご教示ください。	調達物等の各種指標の変動状況を鑑み、協議事項とします。
58	127	別紙 21	2 (1) 対象範囲	5年間の計画戸数に増減が発生した場合は、委託料の減額または増額になるのでしょうか。また、増減何%でその対象となるのかご教示ください。	要求水準書p128 別紙21 量水器管理業務特記仕様 3留意事項②に記載のとおりです。

契約書案に関する質問回答書

No.	頁	項番	項目	質問	回答
1	13	3	第3章第42条4項 随時の確認	「発注者は、臨時の確認の結果、特に必要と認めるときは、第三者機関による調査の実施を受注者に求めることができる」とあります。 必要と判断される基準などがありましたら、ご教授願います。また第三者機関は、受注者が選定すると の認識で宜しいでしょうか。	要求水準未達に関わる専門的な知見が必要な場合を想定し、発注者が第三者機関を選定します。
2	15	4	第4章第51条2項 物価の変動に基づく委託料の額 の変更	「発注者又は受注者は、予期することのできない特別な事情により運営期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適當となったときは、委託料の変更を請求することができる」と記載されています。 前項では、12ヶ月を経過後とありますが、急激な変動があった場合に委託料の変更請求は、適宜可能との理解で宜しいでしょうか。	当該運営年度末を基本としますが、社会情勢を受けて協議に応じます。
3	5	1	項目9(2)4履 行の保証	かほく市財務規則第150条の規定に該当するかは、様式6-1～様式6-4により確認していただけたらと考えます。参加資格確認結果を通知いただく際に、契約保証金が免除となるかの回答をいただけないでしょうか。	前段は、かほく市財務規則150条では過去2年間としていることから、様式6-1～様式6-4において、直近2年で同等規模以上の実績があることを示すことが必要となります。 後段は規定に該当するかを判断し回答いたします。